

各部(局、室)長 様

企画政策部長 福山 聡昭

平成 27 年度予算編成方針について(依命通達)

わが国の経済は、各種政策を進めてきた効果により、景気はゆるやかな回復基調へと向かっている。しかしながら、これが好循環していると言う状況にはなく、また、その効果が地方にまで浸透しているとは言えない状況にある。

政府は、「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させ地方での人口減少を食い止めるための具体策を本格的に検討するなど、地方活性化を重点課題として取り組んでいる。

平成27年度の各省庁からの概算要求には、地域の公共交通ネットワークの再構築、妊娠・出産包括支援、「ふるさと名物」の地域ブランド化支援など、地方の活性化や人口減少対策に関する施策が盛り込まれている。なお税制改正や消費税率の引上げに伴う地方交付税の動向など、未だ不透明な部分もあり、今後の動向を注視する必要がある。

このような中、当市の平成 27 年度における財政状況の見込みは、歳入では、中心となる市税収入のうち、個人市民税は引き続き減少傾向にあり、また固定資産税の評価替えによる減少、法人市民税の一部国税化等、市税の減少は避けられない状況にある。

国・県からの各種交付金、地方交付税などについて、国の概算要求では一般財源総額は、前年度と同程度となっているが、消費税率の引上げに伴う、地方消費税交付金の増加分は、地方交付税が減額されるとともに、増加する社会保障関係経費の財源とするなど使途が限定されており、厳しい財政状況とならざるを得ない。

歳出では、社会保障関連経費など扶助費や繰出金等が引き続き増加傾向にあり、これに加え消費税率の引き上げや、労務単価の上昇など経常経費の増加要因が見込まれている。また、政策的な経費についても、様々な行政課題に対応するための経費が大きく増加していることから、財源の確保が非常に厳しい状況となっている。

このため平成 27 年度予算編成にあたっては、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務事業の見直しを一層徹底し、行政コストを削減することを求める。さらに限られた財源を効果的に予算配分することを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達する。

記

第1 基本方針

1. 健全な財政運営と行政改革の着実な推進

平成 25 年度決算では、実質単年度収支は黒字であったものの、その黒字額は大きく減少した。さらに社会保障関係経費などの増加により、経常収支比率は前年比 0.6 ポイント上昇し 93.6%となり、財政の硬直化は更に進んでいる。

予算編成にあたっては、財政の持続性を確保するため、引き続き経常経費の抑制に努める。また限られた財源の有効活用に努め、事業を推進する。

第 5 次行政改革実施計画は最終年となることから、着実な推進を図り、効率的で質の高い行政サービスの実現を図る。

2. 次世代に安心して引き継げるふるさと佐倉をめざした取組みを進める

少子高齢化の進展は、近年、地域の存亡にも関わる重大な問題として、自治体間で定住者の獲得競争となっている。当市においても人口の維持、増加の観点から、誰もが佐倉市に住んでよかったと思われるような施策に取り組む必要がある。

また平成 27 年度は、第4次総合計画・前期基本計画の最終年となることから、基本構想で示した将来都市像の実現に向けた基本方針をふまえ、着実に事業を進める予算編成を行うものとする。ただし当初予算は骨格予算としての編成を予定していることから、原則として政策的経費は、市長選挙後の補正予算で対応するものとする。

3. 予算要求等の状況を随時公表し、市民からの意見を求める

要求状況など編成過程を公表するとともに、パブリックコメント等を通じて市民の意見を求め、それらを参考に最終案を決定するものとする。

第2 骨格予算

平成 27 年度は4月に任期満了による市長選挙が予定されている。このことから義務的経費や施設の維持管理などの経常的経費及び継続的に実施している事業で当初予算に計上しないと事業の実施に支障のある経費のみを計上する骨格予算とする。新規事業や事業の拡大などの経費は、選挙後の補正予算で措置することとし、当初予算では計上しない。ただし、全体的な必要経費の状況を確認するため、予算要求はすべての事業について行うこととする。

第3 予算要求にあたっての留意事項

1. 総括的な事項

- (1) 近年、消費税率の引上げをはじめ、労務単価や資材の高騰などにより歳出が増加傾向にある。一方で歳入の大幅な増加は見込めない状況にある。経常的経費につ

いては、これまで積算の見直し等により削減を図ってきたが、この方法での削減は限界にきている。今後はサービスのあり方を再検討し、事業の大胆な見直しを図ること
で経費の削減を図ること。

- (2) 個々の事業について、人口構成や市民ニーズが大きく変化している現状をふまえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分、市民が主体となって行う部分など、適切な実施主体について再検討し、行政の役割分担の見直しを図ること。
- (3) 平成 25 年度決算について、行政評価における指標の目標及び達成状況、今後の課題点及び方向性、事業の必要性、有効性、効率性を十分検証するとともに、平成 26 年度予算の執行状況、決算見込みも考慮に入れたうえで要求すること。

2. 経費区分について

- (1) 経常経費は、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費の 3 区分とし、義務的経費、準義務的経費については 9 月に実施した基礎数値調査に基づき、需要見込み等を更に精査し要求すること。また義務的経費のうち人件費は、事業の予定や職員数などを考慮し正確に見積もること。

通常一般経費については、別途通知する要求基準額通知に基づき、各部局内での自主的な予算配分の見直し調整を図ることにより財源を確保すること。また、これまで当然と考えられていた業務や事業のあり方も含めて、役割や効果を勘案し、廃止、中止など、抜本的な見直しを行うこと。

- (2) 臨時経費については、施策の推進に必要な経費で実施計画に認められた範囲内で要求すること。積算にあたっては事業実施に要する経費、財源等について再度精査すること。

3. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであり、その占める割合も大きいことから、経済情勢や景気動向、税制改正等の状況等も的確に把握するとともに、過大に見積もりすぎることをないよう、適正に見積もること。

また、税負担の公平性・公正性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

- (2) 負担金・分担金、使用料・手数料等については、平成 27 年 10 月から消費税率の引き上げが予定されていることから見積りについては、所要の手続きを行うとともに市民負担の公平の観点から、受益と負担の適正化を図ること。また収入未済額については、回収の方針や、目標を設定するなど、計画的な対策を講じ収納率の向上に努めること。

- (3) 国・県支出金については、国及び県の動向を注視するとともに、制度や法令等を再

検証し、最大限確保に努めること。また、各種公益法人からの助成についても同様に情報収集に努め、本市の施策に合致するものは、積極的な活用を図ること。

- (4) これまで市有財産の有効活用の観点から、自動販売機設置に係る行政財産の貸付や、各種広告収入など財源確保を進めてきたが、さらなる創意工夫により新たな財源の確保に努めること。

4. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、行政の役割分担の観点から民間活力の導入検討し可能なものは、指定管理者制度への移行や、民間への委託を進めること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討した上で要求すること。また既存のシステムについても利用状況や有効性を精査し、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、すべての補助金が要綱等で平成 26 年度末に終期を迎えることから平成 27 年度の予算要求にあたっては、佐倉市補助金検討委員会からの提言に基づき、廃止、統合を含め内容を精査し、見直しを図ること。また補助の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に人件費に対する補助については、必要性などを検討し、内容の見直しに努めること。

各種団体への負担金については、第 5 次行政改革実施計画に基づき見直しを進めていることから、継続の可否、必要性、効果等を再検討すること。

5. その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するよう努め、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、一般会計からの繰出しは、地方交付税の繰出し基準の範囲内とすること。
- (3) 一部事務組合については、独立した特別地方公共団体ではあるが当市の予算編成方針の主旨を踏まえ、より効率的な運営に努めるよう要請すること。また負担金の計上にあたっては、その内容及び負担割合の妥当性等を十分精査し、その上で負担に応じること。

第4 予算要求基準等

すべての予算要求は、26 佐財第 315 号「平成 27 年度予算編成事務要領について(通知)」により行うこと。